

令和4年度

定期監査報告書

令和5年3月1日

本巢市監査委員

目 次

定期監査結果報告	1
産業建設部（産業経済課）	3
産業建設部（都市計画課）	5
市民環境部（生活環境課）	8
健康福祉部（福祉敬愛課）	10
総務部（総務課）	13
企画部（秘書広報課）	16
根尾総合支所（総務産業課）	18
教育委員会（学校教育課）	20
教育委員会（幼児教育課）	23

定期監査報告書

1 監査の目的

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じ過年度分も対象）について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、公平・公正かつ適正に執行されているか、また、経済的・効率的かつ有効的に執行されているかを検証することを目的として次のとおり監査を実施した。

2 監査期日及び監査対象課

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署
令和 5年 2月 3日(金)	①産業建設部 産業経済課 ②産業建設部 都市計画課 ③市民環境部 生活環境課 ④健康福祉部 福祉敬愛課
令和 5年 2月 6日(月)	①総務部 総務課 ②企画部 秘書広報課 ③根尾総合支所 総務産業課 ④教育委員会 学校教育課 ⑤教育委員会 幼児教育課

3 監査の対象

令和3年度及び令和4年度の令和4年12月28日までに執行した事務事業のうち、次の項目を主眼として定期監査を実施した。

監 査 対 象 部 署	主 眼 項 目
産業建設部 産業経済課	(1) R4 委託料について (2) 農業委員会用タブレット端末導入事業について (3) ジャンボタニシ被害防止対策事業について
産業建設部 都市計画課	(1) R4 随意契約について (2) 都市計画策定事業について(令和3・4年度) (3) PA 周辺公園整備事業について(令和3・4年度)
市民環境部 生活環境課	(1) R4 随意契約について (2) ごみ分別促進アプリ導入事業について (3) 本巣ストックード外装改修事業について(令和3・4年度)
健康福祉部 福祉敬愛課	(1) 個別避難計画策定事業について (2) ボランティアポイント還元事業について (3) 敬老行事奨励事業について (4) 子ども家庭総合支援拠点事業について(令和3・4年度)
総務部 総務課	(1) 市営バス運行事業(根尾地域以外)について(令和3・4年度) (2) 庁舎整備事業について(令和3・4年度) (3) 本巣消防署整備事業について
企画部 秘書広報課	(1) R4 随意契約について (2) 勤怠管理システム導入事業について (3) メール配信システム導入事業について
根尾総合支所 総務産業課	(1) R4 随意契約について (2) 市営バス運行・更新事業(根尾地域)について(令和3・4年度)
教育委員会 学校教育課	(1) R4 委託料について (2) 学校間ネットワーク整備事業について(令和3・4年度) (3) 小学校屋内運動場空調設置事業について

4 監査の方法

監査の対象となった事務の執行について、あらかじめ各監査対象部署に指定した監査資料及び関係書類の提出を求め、監査委員が担当部課長又は担当職員より説明を受けたのち、事情聴取を行った。

5 監査の事項

監査では、証憑突合そのほか通常実施すべき項目に加え、「2 監査の対象の主眼項目」として記載された事業等について着眼点を設定し、その着眼点を中心に聞き取り調査等により監査を行った。

6 監査の結果

監査を実施した対象部署の監査結果は、次に示すとおりである。
なお、文中で特に説明のない数値は、令和4年12月28日現在のものである。

産業建設部（産業経済課）

【監査結果】

今回の定期監査は、産業建設部産業経済課の委託料、農業委員会用タブレット端末導入事業及びジャンボタニシ被害防止対策事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 委託料について

委託料（令和4年度）の概要については、次のとおりである。

令和4年度の委託業務は「本巣市宮駐車場管理業務」「外山基幹集落センター常駐管理・年間監理業務」「富有柿の里清掃業務」のほか33件であり、そのうち入札によるものが6件、残り30件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが8件、同条同項第2号によるものが11件、同条同項第3号によるものが8件、同条同項第6号によるものが3件である。

業務内容は、ニホンジカの個体調整に伴う委託業務、能郷白山登山道の除草・整備、淡墨公園内の除草・清掃・中低木管理等が主なものである。

2. 農業委員会用タブレット端末導入事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

コロナウイルス感染防止対策のリモート会議など安定した農業委員会の運営の持続や、国が進めるタブレット端末による農業委員会サポートシステムを活用した10年後に目指すべき農地利用を示す目標地図の作成などの農地事務に対応するため、導入するものである。

(2) 事業の内容

○備品購入

物 品 名	契約方法	購入目的等
本巣市農業委員会タブレット端末（38台）	随意契約（1者）	農業委員及び農地利用最適化推進委員に貸与して活用（県より補助あり）
本巣市農業委員会事務局用タブレット端末（2台）	随意契約（3者）	農業委員会事務局用端末として活用（農業委員会タブレット端末と同機種）

(3) 事業実施による効果等

- ・タブレット端末を導入することで、コロナ禍においても毎月開催される農業委員会総会や地域会議におけるリモート参加ができることで安定した総会等の開催が可能となる。
- ・農地パトロール等で遊休農地を発見した場合、タブレット端末で写真を撮って事務局にメールするなど早期対応が可能となる。
- ・農地の利用状況調査など農地事務のDX化も実現可能となる。

3. ジャンボタニシ被害防止対策事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

近年のジャンボタニシの生息域拡大による稲の食害被害の発生を食い止める目的で、瑞穂市及び北方町と連携し広域的な駆除を行うため、ジャンボタニシの駆除に使用する薬剤の購入費の一部の補助を行うものである。

(2) 事業の内容

○市補助金

【補助金名】 本巢市ジャンボタニシ被害防止対策事業補助金

【対象事業】 ①防除事業

②越冬抑制事業

【補助対象者】 市内において水田を耕作する者

【対象経費】 防除を目的とした農薬の購入費用

【補助金額】 農薬購入金額の2分の1

※①及び②の事業を行う水田の面積1アールごとに、それぞれ175円を上限とする。

【実績】 ①11件／②5件 ※令和4年12月28日現在

(3) 事業実施による効果等

旧本巢郡の3市町が広域的にジャンボタニシの駆除を行うことで、被害の拡大防止ができ、圃場の保全につながる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である委託料、農業委員会用タブレット端末導入事業及びジャンボタニシ被害防止対策事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

農業委員会用タブレット端末導入事業は、農業委員会、4地域で開催される地域会議及び農地パトロールなど様々な場面でタブレット端末を活用し大きな成果を上げている。今後は引き続きこの事業の安定的な運用に努めるとともに、想定される農地事務のDX化への対応等に繋がることを望む。

また、ジャンボタニシ被害防止対策事業については、近年のジャンボタニシの生息域の拡大に歯止めをかける目的で進められている事業であるが、当年度は当初見込みに比べ申請が少ない状況となっている。今後は、この補助事業の必要性や意義について市民の理解や啓発に努めることにより、広域的な駆除の促進に繋がることを望む。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

産業建設部（都市計画課）

【監査結果】

今回の定期監査は、産業建設部都市計画課の随意契約、都市計画策定事業及びPA周辺公園整備事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

(1) 委託業務

令和4年度の委託業務（随意契約分）は「公園清掃業務」「公園点検清掃業務業務」のほか28件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが9件、同条同項第2号によるものが16件、同条同項第3号によるものが4件、同条同項第6号によるものが1件である。

業務内容は、PA周辺公園造成工事積算・現場監理業務、地籍調査支援システム更新業務、公園除草業務、公図のデータ修正業務などが主なものである。

(2) 工事請負

令和4年度の工事請負（随意契約分）は「浅木公園複合遊具吊橋改修工事」のほか4件であり、その理由別の内訳は全て地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

業務内容は、各公園にある遊具の改修工事などが主なものである。

※ その他、備品購入1件の見積書の徴取による随意契約を行っている。

2. 都市計画策定事業について(令和3・4年度)

事業の概要については、次のとおりである。カ所

(1) 事業の目的

都市計画に定める都市計画道路長良糸貫線について、社会情勢の変化や都市計画の変更等や道路整備の方針等を踏まえその見直しを行っており、令和3年度に引き続き、当該路線の都市計画変更を行うための手続きをするものである。

また、土地利用の現況を正確に把握するとともに、今後の都市計画・まちづくりにおける基礎資料や都市計画法に定める都市計画図書及び都市計画図の基礎図面とするため、都市計画区域の基本図の修正を行うものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
都市計画変更図書作成業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	変更図書作成(都市計画道路変更) N=1式 住民説明会補助 N=1回 関係機関協議資料作成 N=1式
交通量推計業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	交通量調査(機械観測) N=1式
都市計画変更図書作成業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	変更図書作成 N=1式 住民説明会補助 N=1回 関係機関協議資料作成 N=1式
都市計画基本図閲覧システム データ更新業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	閲覧システムデータ更新業務 N=1式

(3) 事業実施による効果等

- ・都市計画決定の内容の変更を行い、実情に即した道路整備の見直しを行うことで、東海環状自動車道開通の効果を早期に発現できることが期待できる。
- ・都市計画基本図の修正により、現況に即した土地利用状況を把握することで、今後の都市計画及びまちづくりのための基礎資料として活用することができる。

3. PA 周辺公園整備事業について(令和3・4年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

PA周辺公園は、現在整備中の東海環状自動車道（仮称）本巢PAに隣接する都市公園として、芝生広場、ドームテント、大型遊具、耐震性貯水槽、防災倉庫等の設置を計画するものであり、平常時においては、市民の憩いの場や地域振興の場としての活用、また大規模災害時には、災害救助や緊急支援物資の一時集積配分拠点としての活用を想定し整備するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
PA周辺公園工事積算・現場監理業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	積算業務 実施・変更設計書作成 N=2 本 現場技術業務 現場監理業務 N=1 式
PA周辺公園整備事業 ドーム施設確認申請業務[R3年度]	随意契約 (1者)	確認申請業務 N=1 式
PA周辺公園工事積算・現場監理業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	積算業務 実施・変更設計書作成 N=3 本 現場技術業務 現場監理業務 N=1 式
ドームテント新築工事積算単価見直し業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	積算単価見直し N=1 式
東屋・駐車場・シェルター・防災倉庫施設の積算業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	積算業務 東屋 N=2 箇所、駐輪場 N=2 箇所 シェルター N=1 箇所、防災倉庫 N=1 箇所
東屋・駐車場・シェルター・防災倉庫施設の確認申請業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	確認申請業務 N=1 式
PA周辺公園整備事業 公園パス図作成業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	イメージパス作成 N=1 式

(3) 事業実施による効果等

- ・都市公園の整備により、市民の憩いの場として、また東海環状自動車道（仮称）本巢PAとの連結により、公園利用の増進及び地域振興が図られることが期待される。
- ・大規模災害時には災害救助や緊急支援物資の一時集積配分拠点として活用できる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、都市計画策定事業及びPA 周辺公園整備事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

都市計画策定事業は、東海環状自動車道の整備やその周辺道路の整備等により令和2年度に見直されてきた既存の都市計画に関し、計画に定める都市施設のうちの都市計画道路長良糸貫線について、令和3・4年度にかけて都市計画変更を行うための手続きが進められているところである。今後も社会状況や交通状況の変化に伴い、実情に即した見直しを適切に行うとともに、各関係機関等に幅広く周知するなどしてより一層のまちづくりの推進を望む。

また、PA周辺公園整備事業については、市民の憩いの場や地域振興の場を提供するため、(仮称)本巢PAに隣接する防災機能を兼ね備えた都市公園として整備するものである。今後、この公園の整備により、市民の憩いの場の形成、防災拠点を兼ね備えた公園としての役割、賑わいの場の提供などに活用できることを望む。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

市民環境部（生活環境課）

【監査結果】

今回の定期監査は、市民環境部生活環境課の随意契約、ごみ分別促進アプリ導入事業及び本巣ストックヤード外装改修事業を主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和4年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和4年度の委託業務は「環境総合調査業務」「降下ばいじん検査業務」のほか25件であり、そのうち入札によるものが4件、残り23件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが4件、同条同項第2号によるものが18件、同条同項第3号によるものが1件である。

業務内容は、一般廃棄物の収集運搬（処理）業務のほか、各種廃棄物の収集運搬業務などが主なものである。

(2) 備品購入

令和4年度の備品購入は「可燃ごみ集積保管庫」などの購入のほか2件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、全て地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

2. ごみ分別促進アプリ導入事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

ごみの分別やリサイクルの更なる促進や市民サービス向上を図るため、スマートフォン向けごみ分別促進アプリを導入するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
ごみ分別促進アプリ運用業務	随意契約 (1者)	ごみ分別促進アプリの初期設定及びサーバー管理・保守

(3) 事業実施による効果等

- ・ごみ分別促進アプリを活用することで、「ごみの出し方・分け方」に関する情報をわかりやすく配信することができる。
- ・市が推進するごみ減量・リサイクル施策や環境イベントのお知らせなど様々な情報をいつでも、どこでも、時間や場所を問わず確認することができる。

3. 本巣ストックヤード外装改修事業について(令和3・4年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

平成18年3月に竣工し、多くの市民が利用している「本巣ストックヤード」について、膜体の耐用年数が大幅に経過していることから、市民が引き続きごみの拠点施設として安全に利用できるよう張替工事を行うものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業 務 名	契約方法	業 務 内 容
本巣ストックヤード膜張替え 工事設計業務 [R3年度]	随意契約 (3者)	工事に伴う実施設計
本巣ストックヤード膜張替え 工事に伴う建築確認申請業務 [R4年度]	随意契約 (3者)	工事に伴う建築確認申請
本巣ストックヤード膜張替え 工事に伴う工事監理業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	工事に伴う工事監理

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
本巣ストックヤード膜張替え 工事 [R4年度]	一般競争入札 (3者)	外壁膜材張替え 膜材：酸化チタン触媒加工不燃膜材 (B種膜材)、骨材塗装・クリーニング

(3) 事業実施による効果等

施設の改修を行うことで、施設の長寿命化や市民が施設を安全に利用でき、資源循環型社会の形成に寄与することができる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、ごみ分別促進アプリ導入事業及び本巣ストックヤード外装改修事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

ごみ分別促進アプリ導入事業は、市民の行政サービスの中で特に関わりの深いごみの分別や収集日について手助けとなるサービスであるとともに、このアプリを導入することによりごみの出し方やリサイクルに関する理解に繋がることから、このシステムの積極的な活用が図られるようより一層の啓発に努められたい。

また、本巣ストックヤード外装改修事業については、既存施設の膜体が経年劣化し張替え時期を迎えたため実施するものである。この改修事業により、ごみの減量化及び資源化を推進する施設として引き続き安定した運用や市民の利用サービスの向上が図られることを望む。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

健康福祉部（福祉敬愛課）

【監査結果】

今回の定期監査は、健康福祉部福祉敬愛課の個別避難計画策定事業、ボランティアポイント還元事業、敬老行事奨励事業及び子ども家庭総合支援拠点事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 個別避難計画策定事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

要配慮者の災害時避難の実効性の向上を図ることを目的として策定するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業 務 名	契約方法	業 務 内 容
個別避難計画作成業務	随意契約 (1者)	避難行動要支援者名簿登載者1人毎の個別避難計画の作成（市から対象者549人に通知、同意書の返送者318人のうち、103人の避難計画を作成済み）

(3) 事業実施による効果等

個別避難計画を策定し、避難支援等実施者などと計画を共有することで、避難の実効性を高めることができる。

2. ボランティアポイント還元事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

ボランティア活動への参加を促進し、介護予防サービスの提供体制を支援することを目的に実施するものである。

(2) 事業の内容

【対 象 者】「介護予防サポーター養成講座を修了した者」かつ
「本巣市介護予防サポーターズクラブに加入している者」

【対象となる活動】・転倒予防教室 ・キラリ元気アップ教室 ・脳いきいき教室
・集いの場（サロン及び認知症カフェ）
・介護予防サポーター養成講座

【活 動 内 容】会場準備、受付等の運営補助、介護予防体操等の運動や認知症予防レクリエーションの補助、参加者の見守り など

【ポイントの付与】上記活動にボランティアとして活動した時、1回1ポイントを付与

【ポイントの交換】2月1日から翌年1月末までの期間に獲得したポイントについて、
5ポイントにつき500円相当の商品券と交換

※令和4年度は令和4年4月1日から令和5年1月末日

【クラブ登録人数】38人（根尾1人・本巣14人・糸貫8人・真正15人）

(3) 事業実施による効果等

ポイントを付与し、還元することで、介護予防教室のボランティア活動への参加意識を高めることが期待される。

3. 敬老行事奨励事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

多年にわたり社会に貢献した高齢者の長寿を祝うため、自治会ごとで実施される敬老行事に対して補助金を交付し、更なる敬老事業の充実を図るものである。

(2) 事業の内容

○市補助金

【補助金名】 敬老行事奨励事業補助金

【対象経費】 自治会が実施する敬老行事に要する経費

【補助金額】 75歳以上の人数×1,000円

【実績】 127自治会（根尾38・本巣28・糸貫25・真正36）中、
106自治会（根尾24・本巣24・糸貫25・真正33）で補助

(3) 事業実施による効果等

本事業を通じ、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者への敬老意識を涵養し、高齢者自身の生きがいと社会参加の意欲を促進させ、社会的孤立感の解消と自立した生活を支援することで、今後の福祉活動への奨励を図ることが期待される。

4. 子ども家庭総合支援拠点事業について(令和3・4年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、関係機関と連携した支援ができる体制づくりを進め、子ども家庭総合支援拠点を設置するものである。

(2) 事業の内容

【設置形態】 形態：小規模A型（児童人口概ね0.9万人未満・人口約5.6満員未満）

配置人員：子ども家庭支援員2名、母子父子自立支援員1名、
子育て包括支援センター保健師

【設備】 子ども家庭総合支援センター（福祉敬愛課内）

子育て包括支援センター（健康増進課内）

※既存のサービス提供機関の機能を活用

【業務内容】 ①子ども家庭支援業務

（実情の把握、情報の提供、相談対応、総合調整）

②要支援児童・要保護児童・特定妊婦等への支援業務

（相談・通告の受付、受理会議、調査、支援計画の作成、支援及び指導等）

③関係機関との連絡調整

（要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所との連携・協働、

他関係機関との連携）

④その他の必要な支援

（一時保護、措置解除後のアフターケア等）

(3) 事業実施による効果等

拠点の設置により、子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、関係機関と連携して必要な支援を行うことで、子どもが心身ともに健やかに育成される環境が整っていくことが期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の個別避難計画策定事業、ボランティアポイント還元事業、敬老行事奨励事業及び子ども家庭総合支援拠点事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

個別避難計画策定事業は、災害時避難の実効性の向上を図ることを目的として、避難行動要支援者名簿に掲載されている一人毎に策定するものであり、現在、対象者で同意のあった人から順次避難計画を作成している状況である。今後も避難の実効性をより高められるよう一層の啓発に努めるとともに、この事業が災害弱者への安全安心の一助に繋がることを望む。

また、子ども家庭総合支援拠点事業については、各関係機関の連携した支援体制により、進められている事業である。現在支援拠点の設置により子どもが心身ともに健やかに育成される環境が整いつつあることから、積極的な活用が図られるよう市民や他の関係機関等へも幅広く周知するなどしてより一層の啓発に努められたい。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

総務部（総務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、総務部総務課の市営バス運行事業（根尾地域以外）、庁舎整備事業及び本巢消防署整備事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 市営バス運行事業（根尾地域以外）について（令和3・4年度）

事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

高齢化の進展により、通院や日常の買い物、公共施設の利用など公共交通の整備に対する市民ニーズが高くなっている中、より利便性の高い市営バスの運行を図ることを目的に運行するものである。

（2）事業の内容

【利用料金】 無料

【運行路線】 4路線

①本巢北部線（月・水・金曜日、1日5便）

②本巢・糸貫線（火・木・土曜日、1日6便）

③真桑線（火・木・土曜日、1日6便）

④弾正線（火・木・土曜日、1日6便）

【委託方法】 自家用自動車管理業に基づく全面委託

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
本巢市市営バス（本巢・糸貫・真正地域）運行业務[R3年度]	指名競争入札（6者）	市営バスの運行、維持管理
本巢市市営バス（本巢・糸貫・真正地域）運行业務[R4年度]	随意契約（1者）	市営バスの運行、維持管理

（3）事業実施による効果等

地域住民の日常生活において、交通手段の確保につながる。

2. 庁舎整備事業について（令和3・4年度）

事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

庁舎整備実施設計に基づき仕様書を作成の上、各種工事等を発注するとともに、合併特例債の期限である令和5年度末までに新庁舎の整備に向けて事業を進めるものである。

（2）事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務 [R3年度]	随意契約（6者）	庁舎建設の基となる計画書の作成、その計画書に基づいた建物及び敷地造成の設計
庁舎オフィス環境整備支援業務 [R3年度]	随意契約（2者）	現庁舎にある文書・物品の整理・削減計画、新庁舎への収納・移転計画、快適で機能的な新オフィスの環境整備計画の策定・実行支援

本巢市早野地内草刈業務① [R3 年度]	随意契約 (1 者)	新庁舎予定敷地管理のための除草
庁舎整備事業 周辺道路設計 業務 [R3 年度]	指名競争入札 (7 者)	新庁舎周囲 3 路線の道路詳細設計
本巢市早野地内草刈業務② [R3 年度]	随意契約 (1 者)	新庁舎予定敷地管理のための除草
本巢市新庁舎ネットワーク基本 設計業務 [R3 年度]	随意契約 (1 者)	現庁舎ネットワークの課題抽出及び導入する業務要件 の整理、可用性・拡張性のある新庁舎ネットワーク整 備のための基本設計
本巢市庁舎建設実施設計業務 [R3 年度]	随意契約 (1 者)	庁舎基本設計に基いた庁舎建築工事及び屋外付帯工事 の実施設計
庁舎整備事業 R3 敷地造成等 積算・現場監理業務 [R3 年度]	随意契約 (1 者)	敷地造成並びに周辺道路工事の積算・現場監理業務
本巢市庁舎建設実施設計業務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	庁舎基本設計に基いた庁舎建築工事及び屋外付帯工事 の実施設計
庁舎オフィス環境整備支援業 務 [R4 年度]	随意契約 (2 者)	現庁舎にある文書・物品の整理・削減計画、 新庁舎への収納・移転計画、快適で機能的な新オフィ スの環境整備計画の策定・実行支援
庁舎整備事業 R4 敷地造成等 積算・現場監理業務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	敷地造成並びに周辺道路工事の積算・現場監理業務
本巢市新庁舎 Z E B 補助金申 請支援業務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	第三者認証機関(BELS)への ZEB 認証申請及び補助金申 請等の資料作成
本巢市新庁舎ネットワーク実 施設計業務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	新庁舎におけるネットワーク実施設計 調達要件仕様の作成
本巢市産木材を活用した家具 製作業務 [R4 年度]	随意契約 (3 者)	市産材の調達、製材、加工及び家具製作
本巢市新庁舎建設工事監理業 務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	工事の品質確保のための設計図書に見合った施行確認 業務
淡墨桜根回し業務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	シンボルツリーとして移植する淡墨桜の根回し業務
庁舎整備事業 R4 地質調査業 務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	未調査である調整池敷地の追加調査

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
本巢市庁舎敷地造成工事 【北工区】 [R3 年度]	一般競争入札 (9 者)	敷地造成工・擁壁工・撤去工・防災工 雨水排水施設工
本巢市庁舎敷地造成工事 【南工区】 [R3 年度]	一般競争入札 (8 者)	敷地造成工・擁壁工・撤去工・防災工 雨水排水施設工・駐車場整備工・調整池工
本巢市庁舎周辺道路整備工事 [R3 年度]	一般競争入札 (10 者)	施工延長 L=443.23m 道路土工・排水構造物工・構造物撤去工 舗装工・防護柵工・仮設工
本巢市庁舎敷地造成工事 【北工区】 [R4 年度]	一般競争入札 (9 者)	敷地造成工・擁壁工・撤去工・防災工 雨水排水施設工
本巢市庁舎敷地造成工事 【南工区】 [R4 年度]	一般競争入札 (8 者)	敷地造成工・擁壁工・撤去工・防災工 雨水排水施設工・駐車場整備工・調整池工
本巢市庁舎周辺道路整備工事 [R4 年度]	一般競争入札 (10 者)	施工延長 L=443.23m 道路土工・排水構造物工・構造物撤去工 舗装工・防護柵工・仮設工
本巢市新庁舎建設工事 [R4 年度]	一般競争入札 (1 者)	庁舎 構造規模 鉄骨造・地上 3 階建 延床面積 7793.37 m ² 庁舎以外(車庫・倉庫、屋根付き駐車場、車寄せ庇、駐車場 他) 建設工事・電気設備工事・機械設備工事

(3) 事業実施による効果等

行政機能が集約されることによる市民の利便性の向上、災害時の防災対応機能の発揮、迅速な災害対応、大規模改修を含めた長期的な庁舎管理費の軽減などの効果が得られることが期待される。

3. 本県消防署整備事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

岐阜市消防本部の消防力適正配置計画に基づき、署所の再配置を行うため、老朽化した現在の消防署を新たに本県市内で整備することにより、消防力の充実・向上に資することを目的とするものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業 務 名	契約方法	業 務 内 容
本県消防署基本設計業務	指名競争入札 (7者)	消防署建築工事に係る基本設計業務
本県消防署現地測量調査業務	指名競争入札 (6者)	消防署建築工事に係る設計に際し、現地の地形等を設計に反映させるための測量調査
本県消防署地質調査業務	指名競争入札 (6者)	消防署建築工事に係る設計に際し、支持層の深度及び土質を設計に反映させるための地質調査

(3) 事業実施による効果等

- ・ 消防広域化に伴う国の財源措置を活用し整備することで、消防署建設費用の負担軽減が可能となる。
- ・ 適正配置計画による消防署の市内移転により、現場到着時間の減少など市内の消防力が強化され、市民の安心・安全が確保できることが期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である市営バス運行事業(根尾地域以外)、庁舎整備事業及び本県消防署整備事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

市営バス運行事業(根尾地域以外)は、乗車率の向上を目指し効果的な運用を図るとともに、利用者以外に対する市民アンケートの実施など、市民の求めているニーズについて詳細に分析・把握などを行うことにより、市営バスの利用促進に努められたい。加えて公共交通システムを効果的に運用するためには、運行事業者との連携が不可欠であることから、今後も事業の遂行に際し綿密な協議のもと事業を遂行されたい。

また、庁舎整備事業については、合併特例債の期限である令和5年度末の事業完了を目指し事業が進められていることから、非常に逼迫したスケジュールとなっており、確実な事業遂行が求められる状況である。今後も事業計画に遅れのないよう事業遂行に努めるとともに、市民の安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりに寄与する施設となることを望む。

次に、本県消防署整備事業については、消防広域化に伴い岐阜市消防本部により策定された適正配置計画に基づき整備する事業である。今後、この消防署の整備により市内の消防力の強化や市民の安心・安全の確保に繋がることを望む。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

企画部（秘書広報課）

【監査結果】

今回の定期監査は、企画部秘書広報課の随意契約、勤怠管理システム導入事業及びメール配信システム導入事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和4年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和4年度の委託業務は「本巣市人事評価システム運用支援業務」「地方公務員の定年延長に伴う新制度導入支援業務」のほか12件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが2件、同条同項第2号によるものが12件である。

業務内容は、ケーブルテレビ網を用いた市情報番組の制作・放送、もとまる等を活用した市内外の魅力発信などが主なものである。

(2) 備品購入

令和4年度の備品購入は「ノートパソコン」など2件であり、そのうち入札によるものが1件、残り1件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

2. 勤怠管理システム導入事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

職員の休暇及び時間外勤務等の承認・確認作業の時間短縮及び給与担当職員のシステムへのデータ入力作業の軽減や事務の効率化等を目的として導入するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
勤怠管理システム導入業務	随意契約 (1者)	勤怠管理システム導入にかかる業務
職員出退管理システムAMS 使用契約(単価契約)	随意契約 (1者)	勤怠管理システム導入にかかる使用料
I Cカード作成業務	随意契約 (2者)	勤怠管理システムに対応するI Cカードの作成

○備品購入

物品名	契約方法	購入目的等
ノートパソコン (7台)	指名競争入札 (6者)	勤怠管理システム打刻用PC
ノートパソコン (4台)	随意契約 (2者)	勤怠管理システム打刻用PC

【設置施設】

33施設（庁舎、幼稚園、保健センター、診療所、公民館、学校給食センター等）

(3) 事業実施による効果等

職員の出退勤、休暇、時間外勤務の確認作業などが時間短縮されるほか、職員の勤怠管理が正確に行えることで事務の効率化につながることを期待される。

3. メール配信システム導入事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

市の広報紙やホームページなど自分から情報を取りに行く「プル型」のサービスに対し、「プッシュ型」のサービスであるメール配信システムにより、市民が知りたい情報を自動で入手することが可能となるよう導入するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業 務 名	契約方法	業 務 内 容
住民向け一斉情報配信システム導入業務	随意契約 (1者)	メール等で一斉配信するシステム導入にかかる業務
住民向け一斉情報配信システム利用契約	随意契約 (1者)	情報配信システム導入業務のサービス利用料にかかる契約

(3) 事業実施による効果等

市民が知りたい情報をプッシュ型で配信でき、災害等の緊急時においては迅速な情報伝達が行えることから、市の情報発信力が強化される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、勤怠管理システム導入事業及びメール配信システム導入事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

勤怠管理システム導入事業は、タイムレコーダーのIC化や電子申請などの整備により、職員の勤怠管理が正確に行えることで事務の効率化が図られる。これにより働き方改革の推進、職員が対応すべき業務への注力化の実現を望む。

また、メール配信システム導入事業については、あらかじめ市民が登録（選択）した分野に関する情報について配信されるプッシュ型のサービスであり、市民が本来求めている行政サービスの取得に繋がることから、このシステムの積極的な活用が図られるようより一層の啓発に努められたい。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

根尾総合支所（総務産業課）

【監査結果】

今回の定期監査は、根尾総合支所総務産業課の随意契約及び市営バス運行・更新事業（根尾地域）を主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和4年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和4年度の委託業務は「本巣市市営バス（根尾地域）運行業務」のほか3件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるものが1件、同条同項第3号によるものが2件、同条同項第6号によるものが1件である。

業務内容は、根尾地域市営バスの運行及び管理業務、公共用地の草刈り業務などである。

(2) 備品購入

令和4年度の備品購入は「自動体外式除細動器（AED）」の購入1件であり、見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

2. 市営バス運行・更新事業（根尾地域）について（令和3・4年度）

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本巣市市営バスの運行及び管理に関する要綱に基づき、根尾地域住民の通学、通院、日常の買い物など生活交通を確保することを目的として運行するものである。

また、根尾松田・奥谷線及び根尾宇津志線で運行中の市営バスについて、引き続き安全で快適に利用できるようそれぞれの車両の更新を行うものである。

(2) 事業の内容

[運行事業]

【利用料金】 無料

【運行路線】 3路線（スクールバスを兼ねる）

①根尾宇津志線（乗車定員29人、毎年車検）

②根尾能郷線（乗車定員29人、毎年車検）

③根尾松田・奥谷線（乗車定員10人、次回車検R6）

【運行本数】 平日5便、土曜日2便（日曜祝日、12/29～1/3は運休）

【委託方法】 自家用自動車管理業に基づく全面委託

【運行状況】 利用者数 17,479人（令和3年度）

11,664人（令和4年度） ※令和4年12月28日現在

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
本巢市市営バス（根尾地域） 運行業務 [R3年度]	指名競争入札 （6者）	市営バスの運行、維持管理
本巢市市営バス（根尾地域） 運行業務 [R4年度]	随意契約 （1者）	市営バスの運行、維持管理

[更新事業]

○備品購入

物品名	契約方法	購入目的等
市営バス（日産キャラバン） [令和3年度]	指名競争入札 （6者）	車輜更新のため （根尾松田・奥谷線）
市営バス（三菱ふそうローザ） [令和4年度]	指名競争入札 （7者）	車輜更新のため （根尾宇津志線）

(3) 事業実施による効果等

地域住民の日常生活において、交通手段の確保につながる。

また、車両更新することで、安全な運行及び修繕費等の削減が期待されるとともに、引き続き根尾地域を繋ぐ路線バスとしての機能を果たしていくことが期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の随意契約及び市営バス運行・更新事業(根尾地域)については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限り適用できる。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規程、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

また、市営バス運行・更新事業(根尾地域)については、乗車率の向上を目指し効果的な運用を図るとともに、地域の実情に沿った市民ニーズの分析・把握などを行うことにより、市民の利用促進に努められたい。加えて公共交通システムを効果的に運用するためには、運行事業者との連携が不可欠であることから、今後も事業の遂行に際し綿密な協議のもと事業を遂行されたい。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

教育委員会（学校教育課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会学校教育課の委託料、学校間ネットワーク整備事業及び小学校屋内運動場空調設置事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 委託料について

委託料（令和4年度）の概要については、次のとおりである。

令和4年度の委託業務は「エレベーター点検業務」「学校環境衛生検査業務」のほか41件であり、そのうち入札によるものが12件、見積書の徴取による随意契約が31件である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが11件、同条同項第2号によるものが17件、同条同項第3号によるものが2件、同条同項第6号によるものが1件である。

業務内容は、スクールバスの運行業務、タブレット端末用フィルタリングソフトの使用ライセンス更新業務のほか、小中学校などの各種保守業務、小学校屋内運動場空調設備工事設計業務などが主なものである。

2. 学校間ネットワーク整備事業について(令和3・4年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

市内小・中学校ごとで異なるネットワーク体系を整理し、教育委員会に設置したセンターサーバーを介して利用する学校間ネットワークを構築している環境や令和2年度に整備した児童生徒へのタブレット端末などをより有効活用ができるよう引き続き整備するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務内容
教育委員会HP CMS・メール配信システム運用保守業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	教育委員会ホームページ管理 幼稚園・学校メール配信システム管理
タブレット端末アカウント年次更新業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	タブレット端末の使用者情報を、新入生卒業生、異動した教職員に合わせて更新
学校間ネットワーク機器保守業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	フィルタリング、WSUS、データ共有などのサーバや無線LAN接続機器等の異常の点検、バックアップ、停電対応
校務支援システムサーバ保守業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	生徒の成績や健診情報などを扱う校務支援システムのサーバの異常の点検、バックアップなど
統合型校務支援システムデータ移行業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	本市が利用していた校務支援システムから県下統一のクラウド版へのデータ移行作業
教育委員会HP CMS・メール配信システム運用保守業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	教育委員会ホームページ管理 幼稚園・学校メール配信システム管理
学校間ネットワーク機器保守業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	フィルタリング、WSUS、データ共有などのサーバや無線LAN接続機器等の異常の点検、バックアップ、停電対応

タブレット端末アカウント年次更新業務 [R4年度]	随意契約 (1者)	タブレット端末の使用者情報を、新入生卒業生、異動した教職員に合わせて更新
統合型校務支援システム利用料 [R4年度]	随意契約 (1者)	教師間グループウェア、学籍、成績通知表、進路、入試、指導、出欠席健康、保健、体カテストなどを管理できる新システムの利用料

○備品購入

物 品 名	契約方法	購入目的等
資産管理システムクライアントサーバ機器更新 [R4年度]	随意契約 (1者)	SKYSEA ClientView サーバ / WSUS サーバ 周辺機器 (バックアップNAS、UPS 等) ソフトウェア

○使用料及び賃貸借

業 務 名	契約方法	業 務 内 容
情報BOX ライブラリーサーチ 使用許諾 [R3年度]	指名競争入札 (6者)	(株)教育情報システム社製ソフト使用料 「情報BOX ライブラリーサーチ」
学習支援ソフト使用許諾 [R3年度]	指名競争入札 (6者)	ライズ(株)製ソフト使用料 「e ライブラリアドバンス(2020Ver)」
フィルタリングソフトウェア ライセンス更新業務[R3年度]	指名競争入札 (6者)	学校タブレット端末用フィルタリング ソフトの使用ライセンス料 (1年)
情報BOX ライブラリーサーチ ライセンス更新業務[R4年度]	指名競争入札 (6者)	(株)教育情報システム社製ソフト使用料 「情報BOX ライブラリーサーチ」
学習支援ソフト使用許諾 [R4年度]	指名競争入札 (6者)	ライズ(株)製ソフト使用料 「e ライブラリアドバンス(2020Ver)」
フィルタリングソフトウェア ライセンス更新業務[R4年度]	指名競争入札 (6者)	学校タブレット端末用フィルタリング ソフトの使用ライセンス料 (1年)
授業目的公衆送信補償金 [R4年度]	随意契約 (1者)	電子を含む教科書に掲載されている事項の著作権使用料

(3) 事業実施による効果等

- ・個人情報等をセンターサーバーにおいて管理することでセキュリティを高めることが期待される。
- ・教師間のデータのやりとりを安全に行うことが可能であることから、情報共有に役立つことが期待される。

3. 小学校屋内運動場空調設置事業について

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

快適な学習環境の整備、また被災者の避難所における生活環境整備を目的として屋内運動場に空調を設置するものである。

(2) 事業の内容

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
席田小学校屋内運動場空調設置工事 [R4年度]	一般競争入札 (2者)	小学校体育館内の空調機の設置 (4基)
真桑小学校屋内運動場空調設置工事 [R4年度]	一般競争入札 (2者)	小学校体育館内の空調機の設置 (7基)

(3) 事業実施による効果等

- ・快適な学習環境の実現による授業効率の向上が期待される。
- ・避難所としての運用における避難者の体調管理（夏季における熱中症予防）、災害時要支援者（高齢者等）の生活環境の維持が期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である委託料、学校間ネットワーク整備事業及び小学校屋内運動場空調設置事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

学校間ネットワーク整備事業は、市内小・中学校及び教育委員会で構築するネットワークを引き続き整備していくことにより、それぞれのセキュリティ対策や情報共有などが期待されるものであることから、今後は効率的な運用を図るとともに、児童・生徒の学力向上にもつながるような取組に努められたい。

また、小学校屋内運動場空調設置事業については、近年の地球温暖化を起因する異常気象や気象災害を背景に、快適な学習環境の整備や有事の際の避難所としての生活環境の整備のため、進められている事業であるが、これによりその目的が十分達成されることを望む。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

教育委員会（幼児教育課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会幼児教育課の随意契約及び弾正幼児園整備事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和4年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和4年度の委託業務は「尿検査業務」「真正地域幼児園防鼠害虫駆除点検業務」のほか21件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが13件、同条同項第2号によるものが9件、同条同項第6号によるものが1件である。

業務内容は、幼児園の防犯・火災監視警備業務、幼児園システムの改修業務、本巢市留守家庭教室の業務支援システム導入及び運用業務のほか、幼児園等の各種保守業務などが主なものである。

(2) 修繕業務

令和4年度の修繕業務は「真桑幼児園通園バスタイヤ取替修繕」のほか6件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが4件、同条同項第2号によるものが2件、同条同項第5号によるものが1件である。

業務内容は、幼児園の通園バスタイヤの取替修繕などが主なものである。

※ その他、工事請負4件、備品購入3件、借上業務1件、役務業務2件の見積書の徴取による随意契約を行っている。

2. 弾正幼児園整備事業について(令和3・4年度)

事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

令和5年度には築36年経過する施設であること、また市内の他の園に比べ快適性において格差が生じている状況であることから、安全で快適な教育・保育活動が実施できるよう新園舎を建設するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業 務 名	契約方法	業 務 内 容
国領地内土地境界調査測量及び境界画定業務 [R3年度]	随意契約 (1者)	測量、調査
弾正幼児園建築工事に伴う地質調査業務 [R3年度]	指名競争入札 (6者)	ボーリング調査 (15m×2本) 標準貫入試験 室内土質試験
弾正幼児園建設工事に伴う補償調査業務 [R3年度]	指名競争入札 (6者)	補償調査業務一式

弾正幼稚園建築設計業務 [R3 年度]	随意契約 (1 者)	基本設計及び実施設計
弾正幼稚園周辺道路等詳細設計業務 [R3 年度]	指名競争入札 (7 者)	測量作業 基準点測量、現地測量、路線測量 設計作業 道路詳細設計
弾正幼稚園建設工事に伴う開発及び建築確認申請業務 [R4 年度]	随意契約 (1 者)	建築確認申請業務
弾正幼稚園建設工事監理業務 ※ 継続事業 [R4 年度]	指名競争入札 (7 者)	工事監理一式

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
市道真正 1106 号線道路改良工事 [R4 年度]	一般競争入札 (6 者)	施工延長 L=118.4m 排水工 自由勾配側溝 L=102.1m 舗装工 車道舗装 A=818 m ² /歩道舗装 A=142 m ²
弾正幼稚園建設工事 ※ 継続事業 [R4 年度]	一般競争入札 (2 者)	鉄骨造 2 階建て 敷地面積 5,795.23 m ²
弾正幼稚園建設工事 (外構) ※ 継続事業 [R4 年度]	一般競争入札 (2 者)	延床面積 2,724.04 m ² 建築面積 1,667.42 m ²

(3) 事業実施による効果等

第2次総合計画にもある「子どもが健やかに育つ環境づくり」を念頭に施設の充実を図ること、子どもを安心して預けることのできる施設、また園児を安全で快適な環境において教育・保育ができる施設として子どもたちの健やかな育成に寄与すると期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約及び弾正幼稚園整備事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限って適用できる。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規程、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

また、弾正幼稚園整備事業については、安全で快適な教育・保育活動が実施できるよう、令和5年度の完成を目指し新園舎建設が進められているところである。今後も確実な事業遂行に努めるとともに、この事業により子どもたちの健やかな育成に寄与する施設となることを望む。

なお、監査時において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

定期監査実施対象課及び主眼項目（実績）

	日 時	部局名	課 名	主 眼 項 目
第 1 日 目	2/3（金） 8:56~10:04	産業建設部	産業経済課	R4 委託料について 農業委員会用タブレット端末導入事業について ジャンボタニシ被害防止対策事業について
	2/3（金） 10:18~11:21	産業建設部	都市計画課	R4 随意契約について 都市計画策定事業について（令和3・4年度） PA 周辺公園整備事業について（令和3・4年度）
	2/3（金） 13:02~14:09	市民環境部	生活環境課	R4 随意契約について ごみ分別促進アプリ導入事業について 本巢ストックヤード外装改修事業について（令和3・4年度）
	2/3（金） 14:23~15:17	健康福祉部	福祉敬愛課	個別避難計画策定事業について ボランティアポイント還元事業について 敬老行事奨励事業について 子ども家庭総合支援拠点事業について（令和3・4年度）
第 2 日 目	2/6（月） 8:57~10:08	総務部	総務課	市営バス運行事業（根尾地域以外）について（令和3・4年度） 庁舎整備事業について（令和3・4年度） 本巢消防署整備事業について
	2/6（月） 10:23~11:11	企画部	秘書広報課	R4 随意契約について 勤怠管理システム導入事業について メール配信システム導入事業について
	2/6（月） 11:13~11:58	根尾総合支所	総務産業課	R4 随意契約について 市営バス運行・更新事業（根尾地域）について（令和3・4年度）
	2/6（月） 13:18~14:13	教育委員会	学校教育課	R4 委託料について 学校間ネットワーク整備事業について（令和3・4年度） 小学校屋内運動場空調設置事業について
	2/6（月） 14:29~15:19	教育委員会	幼児教育課	R4 随意契約について 弾正幼児園整備事業について（令和3・4年度）

○実施場所 本巢市役所本庁舎 第1委員会室（3階）